



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行するおそれがあります。この冬は、ワクチン接種・新型コロナ抗原定性検査キット・解熱鎮痛薬の準備を

地震に備えて八街市シェイクアウト訓練を実施します

地震が発生した時に、あなたはどこにいて何をしているかわかりません。自宅、職場、学校または旅行中かもしれません。その時どのように行動できるかによって、私たちの人生を大きく左右します。

市では、2月26日(日)に行う八街市総合防災訓練と合わせ、市内全域を対象に「シェイクアウト訓練」を実施します。どなたでも簡単にできますので気軽にご参加ください。訓練に参加する方は、積極的な参加表明として、各家庭・学校・職場などで、ぜひ事前の参加登録をお願いします。登録方法は、市ホームページの登録フォームをご利用になるか、防災課までご連絡ください。

訓練実施日 2月26日(日) 午前9時から1分間
対象地域 市内全域

訓練方法

- ・訓練前日までに、「家庭の地震対策自己診断」を実施する。
- ・訓練開始時間に防災行政無線から訓練放送を流します。この放送を合図に、3つの安全行動(姿勢を低く、頭を守り、動かない)をそれぞれの場所で1分間行ってください。

参加登録受付期限 2月26日(日)の訓練実施前まで
※訓練実施後に参加者数を市ホームページなどで公表します。

家庭の地震対策自己診断「備え10項目」チェックリスト

- 家の耐震とタンス・テレビ・食器棚などは、しっかり固定されていますか。
- ガラス飛散防止フィルムを貼付されていますか。
- 懐中電灯・警笛・スリッパ(靴)を寝室に常備されていますか。

- 感染予防品を含む非常持ち出し袋(防災リュック)は各自で準備されていますか。
- ラジオと携帯電話は予備電池も準備されていますか。
- 最低3日分の非常食・保存水は自宅に備蓄されていますか。
- 常備薬は最低1週間分準備されていますか。
- 分散避難場所は決めていますか。避難経路(昼・夜)は事前に自分で歩いて確認されていますか。
- 家族の連絡方法と合流場所は決めていますか。
- 「やちまたメール配信サービス」に登録されていますか。

☎防災課 ☎443-1119

〈シェイクアウトとは〉

シェイクアウトは、地震の際の安全行動1-2-3「まず低く、頭を守り、動かない」を身につけるための世界規模の運動です。いざという時にすばやく反応するためには、練習を積んでおくことが大切です。

さらに、シェイクアウトはあなた自身、あなたの地域、学校・職場などの組織が、非常時対策の見直し、防災グッズの確認、けがを防ぐための身の回りの安全対策をとるよう促すことも目的としています。

〈身を守る3つの安全行動〉



提供・効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

子育て世帯生活支援特別給付金の申請期限は2月28日(火)です

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降にひとり親児童扶養手当を受給している方と同じ水準で、申請時点でひとり親の方

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などの影響を受けている低所得の子育て世帯を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

支給対象者

○ひとり親世帯以外の
低所得の子育て世帯

① ② 両方に該当する方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で18歳未満のお子さん(障害児は20歳未満)を養育する父母など(令和5年2月28日までに生まれた新生児なども対象)

② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

○ひとり親世帯

令和4年3月31日時点で18歳未満(障害児は20歳未満)のお子さんを監護する方で、①②のどちらかに該当する方

① 公的年金などを受給していること、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

※申請時点で、ひとり親かつ令和2年の収入または所得が、定められた基準額未満であることが必要です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降にひとり親児童扶養手当を受給している方と同じ水準で、申請時点でひとり親の方

※扶養義務者の収入が減少した場合も対象となります。

支給額

お子さん1人あたり5万円(1回限り)

支給申請の手続き

申請書に振込口座などを記載して、必要書類とともに2月28日(火)までに子育て支援課へ持参または郵送(必着)してください。

申請書は、子育て支援課窓口で配付するほか、市ホームページでダウンロードできます。

支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。

※令和4年度にすでに給付金を受給済の方は、再度申請することはできません。

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)または(その他世帯分)との併給はできません。

子育て支援課

☎443-1693

記号の見方
時日時
場会場
内内容
対対象
定定員
費費用
用申し込み
締め切り
持ち物
お問い合わせ
FAX 444-0815
443-1693